

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行に伴う対応について

1. プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和4年4月施行)への対応
 - (1) 本法の概要 プラスチック製品の設計からリサイクルまでのライフサイクル全般に関わる事業者、自治体、消費者が相互に連携し、プラスチックの排出抑制、資源循環に取り組むことを目的に制定
 - (2) 自治体の役割 プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならない
 - (3) 取組む理由 海洋プラスチックごみ問題や2050年ゼロカーボンに向け、プラスチック使用製品廃棄物の焼却量を削減し再商品化措置を講じるなど、環境負荷の軽減を図るために、本市においてもプラスチック使用製品廃棄物の分別収集に積極的に取組むもの
2. 県内の実施状況 令和6年4月現在で、3市12町村が実施している
3. プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の開始
 - (1) 現在のプラスチック製品の分別状況

リサイクル(資源物):ペットボトル、容器包装プラスチック
焼却等:製品の硬さにより 可燃ごみ(軟質プラスチック)と不燃ごみ(硬質プラスチック)



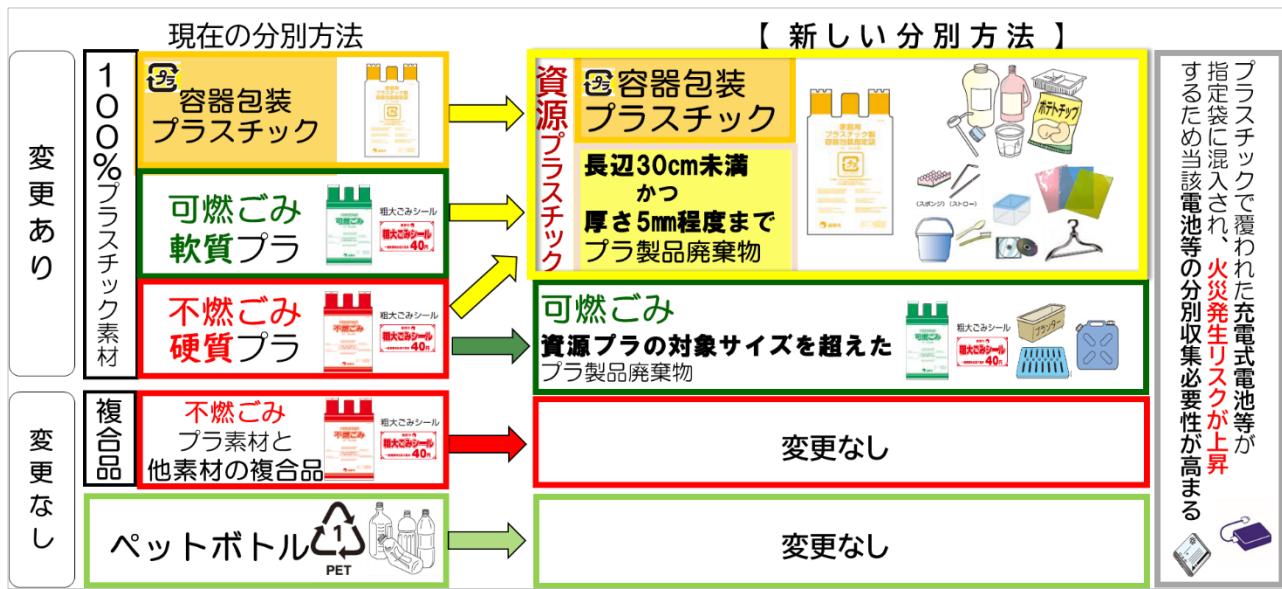
- (2) 新たに分別収集を開始するプラスチック使用製品廃棄物

「容器包装プラスチック」と「プラスチック使用製品廃棄物」を合わせて「資源プラスチック」として一括収集を開始する
また、ながの環境エネルギーセンターでは、ダイオキシン等の有害物質の発生を抑制した焼却が可能なため、資源プラスチックの対象とならないプラスチック類の排出区分を合わせて見直す



- (3) 収集日と排出方法 プラスチックの日に現在使用する指定袋にて排出
(袋はデザインを変更予定)
- (4) 開始時期 モデル地区収集 令和7年4月
全市一斉収集 令和8年4月

(5) プラスチック使用製品の新たな分別収集方法のイメージ



4. 充電式電池等の分別収集の開始

(1) 取組む理由 誤って不燃ごみ等に排出された充電式電池に起因する処理施設等の発火事例は全国的にも多数発生しており、資源プラスチックの分別収集で、プラスチックに覆われた充電式電池等が誤って混入し、発火による火災発生のリスクがこれまで以上に懸念される

収集車や処理施設の火災発生リスクの低減を目的とし「充電式電池等」の分別収集を行う

(2) 収集日と排出先 「ビンと乾電池の日」に集積所へ排出

(3) 収集対象 ① 各種充電式電池類 【モバイルバッテリー含む】

② 【充電式電池を取り外せない】充電式電池内蔵小型電気製品

(4) 開始時期 モデル地区収集 令和7年4月

全市一斉収集 令和8年4月

(5) 排出方法のイメージ



5. モデル地区収集の実施

プラスチック使用製品廃棄物の分別については、分別状況と収集量の把握、処理体制の確立と継続的処理による設備への影響等を調査し令和8年度からの全市一斉収集に反映する。

また、充電式電池等の収集についても、収集量把握、収集体制及び選別処理方法を確認するため合わせてモデル地区収集を実施する。